



Title	社会保障判例研究
Author(s)	川久保, 寛
Citation	北大法学論集, 65(6), 210[405]-195[420]
Issue Date	2015-03-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/58393
Type	departmental bulletin paper
File Information	lawreview_vol65no6_24.pdf



社会保障判例研究

川久保 寛

差押等禁止債権である児童手当を原資とする預金債権の差押え

滞納処分取消等請求控訴事件（広島高裁松江支判平成25年11月27日）

賃社1614号23頁、金法1432号8頁

I. 事実の概要

本件は、県税を滞納していたX（1審原告、2審被控訴人）が、Y（鳥取県。1審被告、2審控訴人）によって児童手当の振込日に行われた差押処分およびその後の配当処分を不服として、①差押禁止債権である児童手当を差し押さえる差押処分が違法であり取り消すべきである、②配当処分も違法であり取り消すべきである、もしくは重大明白な瑕疵があり無効である、と主張して、主位的に差押えされた13万0073円について③不当利得であり、民法704条にいう悪意の受益者として利息をつけて返還すべきである、さらに④国賠法1条1項にもとづき慰謝料100万円および弁護士費用10万円に遅延損害金をつけて賠償すべきである、と請求した事案である（なお、予備的請求として、国賠法1条1項にもとづき、差押金額・慰謝料・弁護士費用に遅延損害金をつけて請求している）。

平成18年1月までに、自営業を営むXは本税および延滞金あわせて29万4,600円の県税を滞納していた。そのため、Yは、Xの収入および財産状況の調査を開始し、金融機関に預金口座の照会をかけるなどした。並行して、YはXの保有する自動車差し押さえたが、Xは自動車を廃車にしまい、納付に至らなかった。そこで、Yは唯一入金履歴があったXの銀行口座（以下、「本件口座」という）の預金債権を差し押えることにした。

平成20年6月11日、Yは本件口座の預金債権を差し押さえた。その日は児童手当の支給日であり、午前9時には、それまで残高が73円であった本件口座に13万円が振り込まれていた。その前後に、Yの職員は銀行に赴いて本件口座を調査し、銀行職員から口座残高および取引履歴が印刷された紙を受け取っていた。そして、午前9時9分、Yの職員は銀行職員に差押通知書を交付し、預金債権を差し押さえた（以下、「本件差押処分」という）。午前10時ごろにはXの妻が差押えされたことを知り、その後、XはYに電話および訪問をして本件差押処分について抗議している。翌日、Yは、銀行から納付金13万0073円を受領し、Xへ配当計算書および本件差押処分にかかる調書を送付し、納付金をXの滞納分に配当した（以下、「本件配当処分」という）。Xは、本件差押処分について不服審査を経たうえで、訴訟を提起した。

第一審¹は、本件配当処分の取消しを認めて、不当利得・国賠請求を部分的に認めた。具体的には、①差押処分と配当処分を別個の行政処分としつつ、一連の滞納処分手続き中に包摂されており同一の事由で審査請求をすることは無意味であるから、差押処分の不服審査で足りる、②本件差押処分について、銀行からすでに取り立てており法的効果はすでに消滅しているから取消請求にかかる訴えの利益を欠くとしたうえで、配当処分と合わせて以下のように判示し、③不当利得による13万0073円の支払いを認めた。

「Yは、差押対象財産を選択するに当たって、実質的には、本件預金口座に振り込まれる本件児童手当を原資として租税の徴収をすることを意図し、その意図を実現したものと評価せざるを得ない。そして、このようなY職員の主観面に着目すれば、実質的には、差押禁止債権である児童手当受給権の差押えがあったのと同様の効果が生ずるものと評価するのが相当である。」

「…本件差押処分は権限を濫用したものであるから違法であり、後続処分である本件配当処分も違法となって、取り消されるものであるから、処分行政庁の

¹ 鳥取地裁平成25年3月29日判決（判自373号9頁）。評釈として、吉岡伸一「児童手当が預金債権へ転化した場合の差押禁止属性の承継」銀法768号26頁、師岡徹「預金口座に振り込まれた児童手当（差押禁止財産）の差押・配当について」法研論集〔関東学院大学〕12号71頁、大西達夫「児童手当を原資とする預金債権に対する対応処分取消等請求事件」判自378号35頁。判例を紹介するものとして、林仲宣・谷口智紀「判例研究」税弘171号（62巻1号）134頁、河津博史による論考（銀法762号67頁・769号65頁・770号63頁）。

…13万0073円の利得は法律上の原因を欠くものとなり、不当利得に該当する。

もっとも、仮に、被告が差押えに係る本件預金債権の原資のほとんどが児童手当によるものであると認識していたとしても、児童手当が預金口座に振り込まれた場合に預金債権が差押禁止債権の性質を承継するかどうかについては、判例、学説等に争いがあるところであり、処分行政庁が、児童手当であっても預金口座に入金されれば適法に差押え可能になるとの解釈に基づき差押えを執行したとすれば前記利得に法律上の原因がないことの認識に欠けるから、このような認識に立ったことについての過失を捉えた損害賠償の成否の点は別論として、被告を民法704条の悪意の受益者と評価することはできない。」

併せて、④慰謝料20万円および弁護士費用5万円の国賠も認めた。

この判決を不服として、Yが控訴した。

Ⅱ. 判旨 一部認容（差押処分・配当処分の取消請求を却下し、不当利得として13万円のみ認容）

1. 差押処分について

「…債権差押処分は、徴収吏員が差し押さえた債権の取り立てを行うことにより、その目的を達してその法的効果が消滅するものと解される。そして、実体法上、その後においても債権差押処分がされたことを理由として、滞納者に法律上の不利益を課する旨の規定は存在せず、また、債権差押処分が取り消された場合にその被差押債権が復活すると解すべき根拠も認められないことをも併せ考慮すれば、被差押債権の取立てにより債権差押処分の効果がなくなった後においては、なお当該債権差押処分の取消しによって回復すべき法律上の利益は存しないものと解すべきである。」

「…仮に本件差押処分が違法であることによって、滞納者が財産的損害を被ったり法律上の原因なく損失を受けたりしたというのであれば、本件差押処分の取消し等を経ることなく、不法行為に基づく損害賠償請求あるいは不当利得返還請求の方法によって、滞納者の損害ないし損失の回復を図ることが可能であると解されるから、本件差押処分の取消請求に係る訴えの利益を否定したとしても、滞納者の権利利益を回復することは可能であるといえる。…本件差押処分は、その目的を達し、その効力は、既に消滅していることになるから、本件差押処分の取消しによって回復すべき法律上の利益は存在しないものといわざるを得ない。」

2. 配当処分について

「…配当処分が取り消され、又はその無効が確認された場合、税務署長ないし地方税の徴収担当官署は、配当を受けた受領者に対してその返還を求めることとなるが、配当処分の取消し又はその無効確認は、税務署長ないし地方税の徴収担当官署が納税義務者とされた者から徴収した金員等を保持するという事実状態自体には何らの影響を与えるものではない…。」

「…X は…本税合計21万8800円、延滞金額7万5800円を滞納していたことが認められるから、X が同額について納付すべき義務を負っていたことは明らかであり、かつ、本件配当処分はX が上記納付すべき義務を負っていた滞納金の一部についてのみ配当したというものであるから、本件配当処分が取り消され、又はその無効が確認されて処分行政庁が再度適法な配当処分をすべき地位に置かれるとしても、X が本件差押処分及びそれに続く取立ての手續きによって処分行政庁が徴収した13万0073円の返還を受けることにならないのである。すなわち、本件においては、本件配当処分の取消し又は無効確認によつては、本件差押処分及びそれに続く取立ての手續によりX が徴収された金員をX に返還させることができないのであるから、X の主張する違法事由が本件配当処分における配当の順序や方法についての違法をいうものではない以上、本件配当処分の取消し又は無効確認によつて回復すべきX の法律上の権利利益は、存在しないといわざるを得ない。」

3. 本件差押処分と返還請求

「一般に、差押等禁止債権に係る金員が金融機関の口座に振り込まれることによって発生する預金債権は、原則として差押等禁止債権としての属性を承継するものではないと解される（最小平成10年2月10日判決（以下、「平成10年最高裁判決」という））。

しかし、本件においては…県税局は…普通預金口座の残高はいずれもわずかなことのほか、本件口座には、平成19年6月11日に児童手当として13万円が振り込まれていたことを認識していたことが認められる。そのような認識を有していた以上…県税局は、児童手当の支給及び支払に関する規定によって、児童手当の支給日であることが明らかである平成20年6月11日にも、本件口座に相応の額の児童手当が振り込まれることを当然予測し得たと認められる。

加えて、本件差押処分後のXとY職員との電話のやり取りにおいて、本件

預金債権の原資が本件児童手当であるから返してほしいとのXの申し入れに対して、Y職員は、本件預金債権の原資が児童手当であっても預金であれば問題ないので、返還できない旨回答しており…〔その後のXの来訪によるやり取りにおいても〕本件預金債権の原資が児童手当であっても、いったん金融機関の口座に振り込まれたものは預金と同じなので、本件差押処分には問題はない旨回答し、さらに、本件児童手当が原資となっていることを認識した上で本件差押処分を行ったのか問い質されると、事前に本件口座の動きを把握したうえで本件差押処分を行った旨回答していることが認められる。

そうすると、処分行政庁は、本件差押処分の時点で、平成20年6月11日に本件口座に本件児童手当が振り込まれることを認識していたと認めることが合理的である。

…本件においては、児童手当が本件口座に振り込まれた平成20年6月11日午前9時の直後で本件差押処分がされた同日午前9時9分の時点では、本件預金債権のうちの本件児童手当相当額はいまだ本件児童手当としての属性を失っていなかったと認めるのが相当である。

…以上のとおり、処分行政庁において本件児童手当が本件口座に振り込まれる日であることを認識した上で、本件児童手当が本件口座に振り込まれた9分後に、本件児童手当によって大部分が形成されている本件預金債権を差し押さえた本件差押処分は、本件児童手当相当額の部分に関しては、実質的には本件児童手当を受ける権利自体を差し押さえたのと変わりがないと認められるから、児童手当法15条の趣旨に反するものとして違法であると認めざるを得ない。

そうすると、Yは、本件児童手当相当額である13万円については、これを保有する法律上の原因を有しないこととなるから、上記の額に限ってこれをXに返還する義務を負うというべきであるが、その余の73円については、これを返還する義務を負わないというべきである。』

「…〔平成10年〕最高裁判決は、差押等禁止債権に係る金員が金融機関の口座に振り込まれることによって発生する預金債権を差し押さえることは、原則として差押等禁止債権としての属性を承継するものではないとの原審判断を是認したものと解されていることからすれば、処分行政庁が本件預金債権を差し押さえることが違法であって本件差押処分に基づいて取り立てた金員を保有し得る法律上の原因を欠いているとの認識を有していたとは認められないから、Yは民法704条の悪意の受益者に当たらないというべきである。』

4. 損害賠償

「…差押等禁止債権に係る金員であっても、これがいったん金融機関の口座に振り込まれた場合には、これによって発生する預金債権を差し押さえることが違法であるとは一般的に解されていないし、上記最高裁判決からすれば、差押等禁止債権が預金債権に転化した以上、差押えも許されるとの見解にも相当の合理性があるというべきである。…処分行政庁が上記と同様の見解に立って、本件児童手当が振り込まれた本件口座に係る本件預金債権を差し押さえたことについては、処分行政庁にXに対する不法行為を構成する故意、過失があるということではできず、本件差押処分によって取り立てた納付金をXの滞納税金に配当した本件配当処分もまた、不法行為とはならないというべきである。」

「以上の次第で、Xの金銭請求のうち…不当利得返還請求権に基づく請求は、13万円の支払を求める限度で理由があるが、その余は理由がなく、また、上記13万0073円に関する国家賠償法1条1項に基づく請求は、理由がない。」

「本件各処分が不法行為を構成するものでない以上、これが不法行為を構成することを前提とする上記慰謝料等の請求は、理由がない。」

Ⅲ. 検討

1. はじめに

本判決は、差押等禁止債権である児童手当を原資とする預金債権の差押えを違法とした裁判例である²。これまで、児童手当であることを理由に預金債権の差押えが違法とされた裁判例は見当たらず、本判決は先例としての意義を有する。また、預金債権の原資と差押えについて民事執行の事案を中心に学説ないし裁判例の蓄積があるが、本判決は、行政処分である滞納処分の事例であり、学説や裁判例によって形成された法理がそのまま妥当するか疑問がある。そして、滞納処分を構成する差押処分および配当処分の取消しについて、本判決は原審と判断が異なっており、検討する必要がある。

以下では、まず児童手当の差押えについて検討する。それを踏まえて、引用

² 本判決について、X側代理人による論考（勝俣彰仁「自治体による違法な差押え（救済と是正）」賃社1614号13頁）および馬場隆紀・幸田宏「児童手当を『狙い撃ち』した債権の強制徴収に苦い教訓」判自383号4頁がある。

されている平成10年最高裁判決および先行する裁判例と本判決の異同について述べる。そして、滞納処分について検討し、最後に本判決の評価を試みる。

2. 社会保障における差押え

(1) 社会保障受給権の保護と差押え

現物給付・金銭給付を問わず、社会保障の受給権は保護すべき対象として位置づけられており、個別法においてその旨が規定されている³。そこでは、公租公課の対象とされないことや、受給権保護として、譲渡・担保提供・差押えが禁止されていること（以下、「差押えの禁止」という）が規定されることが多い⁴。むしろ、本件と密接に関係するのは差押えの禁止である。

とはいえ、いかなるときでも差押えが禁止されるわけではない。たとえば、年金給付では、いわゆる年金担保融資による担保提供や税滞納による差押えが例外として規定されており、年金の受給権の差押えは許容されることがある⁵。しかし、児童手当法には受給権保護（15条）および公租公課の禁止（16条）が規定されているものの、年金法にいう例外的規定はない。つまり、法令上、児童手当は受給権保護の対象であり、例外なく差押えが禁止されることになる。

また、社会保障の受給権は、差押えが他の法令にもとづいて行われることから、一般的な差押えの法令である民事執行法および国税徴収法によっても規律される⁶。民事執行法は、差押禁止債権を定めるとともに差押えの限度額を規定している（152条）⁷。そして、国税徴収法は、差押禁止財産を規定するとともに、

³ 西村健一郎『社会保障法』（有斐閣、2003年）61頁以下。

⁴ 網羅的に検討するものとして、梶山玉香「預金債権の差押えと債務者保護 預金債権化した差押禁止債権の扱いをめぐる」同志社法学62巻6号137頁（167頁）以下。

⁵ 国年法24条参照。加えて、老齢年金は公租公課の対象にもなる。堀勝洋『年金保険法（第3版）』（法律文化社、2013年）264頁以下参照。

⁶ 網羅的に検討するものとして、谷川英昭「差押禁止財産に関する考察」税大論叢57号63頁。

⁷ なお、差押禁止動産について定める規定（131条）によって、「標準的な世帯の2月間の必要生計費を勘案して政令で定める額の金銭」も差押えが禁止されているが、これは手持ちの現金を想定しているため本件と直接関係しない。

給与等の差押えについて制限する規定を置いている(75条および76条)⁸。とりわけ、滞納処分の根拠法となる国税徴収法は、「生活の維持が困難になるとき」差押えを猶予する旨を規定している(151条)。

つまり、社会保障の受給権は、法令上、個別法によって差押えの禁止という保護を与えられており、その受給権を持つ者に対しても、差押えの関係法令が一定の保護を与えているといえる。

(2) 預金債権の差押えとその制限

しかしながら、こうした受給権保護は、預金口座⁹への振込みによる金銭給付の受け取りが常態化することによって、一部が有名無実化している。なぜなら、預金口座に振り込まれることによって社会保障の金銭給付が預金債権となり、法的性質が変化するために差押えが禁止されなくなる、と考えられるためである¹⁰。つまり、社会保障受給権の保護規定は、預金口座への振込みによってその機能を十分に果たしえない状態にある¹¹。

また、民事執行や国税・地方税の滞納処分も同様の状況にあり、滞納処分(本件 Y 職員がいうように)預金口座への振込みによって差押えが可能になるとの考え方がある^{12 13}。

つまり、預金債権の差押えは、法令によって特段の定めがあるのではなく、差押等禁止の条項を解釈し、実務および後述の裁判例を積み重ねることによ

⁸ とりわけ、給与等の差押えについて制限する76条を受けた通達によって、世帯の人員等に配慮した詳細な計算式にもとづく徴収が確立している(杉之内孝司『地方税滞納整理の理論と実務(改訂版)』(ぎょうせい、2013年)264頁)。また、金子宏『租税法(第19版)』(弘文堂、2014年)872頁以下参照。

⁹ 本稿では貯金口座と銀行等の預金口座を合わせて「預金口座」という。

¹⁰ 西村・前掲注(3)62頁、堀・前掲注(5)279頁以下。

¹¹ むろん、機能がまったく果たされないわけではない。いわゆるヤミ金などにおいて脱法的に年金受給権を譲渡する方法が取られた場合に、受給権保護規定が機能する。堀・前掲注(5)275頁以下参照。

¹² 国税徴収法基本通達76条関係11は、預金債権についても同法151条の猶予規定が適用される旨、明記している。

¹³ 民事執行法の改正時に一定の議論があったものの、預金債権にかかる規定は置かれないうまでである(前掲注(4)梶山・145頁以下)。

て、運用されていることになる。そして、預金債権の差押えは、これまで基本的に可能と考えられてきた。その理由として、振り込まれて預金口座の残金と混じるために個々の性質を問えないことや、そもそも預金債権化したために法的性質が変わることが挙げられており、預金債権の法的性質が問題となることは多くなかった¹⁴。

本件は、滞納処分によって預金債権が差し押さえられたことが契機となり、その預金債権が主に児童手当を原資としていることが問題とされた。そして、本件口座では、73円を除いて児童手当が預金債権化しており、その法的性質を問いやすい状況にあった。それでもなお、(Y 職員が主張したように) 預金債権化したことそれのみで、差押えが可能になると言えるのだろうか。

3. 先行する裁判例と本件

(1) 平成10年最高裁判決

差押等禁止債権が預金債権化した場合に差押えが可能になる、という考え方は、本件で引用された平成10年最高裁判決¹⁵において確認されたとされている¹⁶。

そこでは、銀行と保証契約を結んだ原告が、その債務と自らの預金債権が相殺されたことについて、その預金口座に、担保や差押等が禁止されている国民年金および労災保険金が振り込まれていたことを理由として違法を争った。裁判所は「[振り込まれていた] 債権は年金等の受給権そのものではなく、それらが転化したところの預金債権とみるべき」であり、「差押等禁止債権の振り込みによって生じた預金債権は、原則として、差押等禁止債権としての属性を承

¹⁴ 前掲注(8)で述べた実務もあり、預金債権の“量”(金額)について検討するものは多いものの“質”について検討されているわけではない。その前提には、預金債権の法的性質を問えない(そのために量が重要になる)という共通認識がある。この点について批判も存在する(梶山・前掲注(4)152頁)。

¹⁵ 最三小平成10年2月10日判決(金法1535号64頁)。評釈として、山本和彦「判批」社会保障判例百選〔第3版〕別冊ジュリスト153号(2000年)83頁、長井秀典「平成11年度主要民事判例解説」判タ1036号77頁など。

¹⁶ 長井判事は「差押禁止債権にかかる給付の振込みにより発生した預金債権が差押禁止債権ではないことは確定した執行実務であり、本判決の結論は予想されたとする(長井・前掲注(15)78頁)。

継しないと解する」(以上、第1審)と判示して相殺を認め、最高裁においてもその判断は支持された¹⁷ ¹⁸。

この判決では、当該預金口座に、国民年金および労災保険金のほかにも、生命保険会社からの振込みや原告自身による入金もあり、預金債権の法的性質を問うことは難しかった。また、預金口座の一部に差押等禁止債権が含まれている場合に、一律に相殺を認めないことによる経済的実害が大きいことも指摘されていた。

一方で、この判決は特段の判示をせずに原審を引用した例文判決であり、射程が広いとはいえず、事案を限ったものとも評価しうる。また、裁判所が「原則として」と述べているように、理論上“例外として”預金債権が差押等禁止債権としての属性を承継する場合もありえることになる。しかしながら、この判決は、差押等禁止債権が預金債権化した場合に差押え可能になるという法的根拠として捉えられており、その例外について特段検討されてきたわけではない¹⁹。

(2) 先行する類似裁判例

この平成10年最高裁判決の後に、預金の振込口座の差押えについて争われた裁判例²⁰がある(以下、「平成15年地裁判決」という)。この裁判例において、差押禁止等債権の属性承継について検討がなされている²¹。

¹⁷ 原審は第1審判示を引用したうえで、さらに「国民年金及び労災保険金が本件預金口座に振り込まれて…預金債権に転化し…右債権は差押等禁止債権としての属性を承継しているものではない」とした。札幌高裁平成9年5月25日判決(金法1535号67頁)。

¹⁸ 梶山教授は、第1審が「一般財産への混入」を強調しているのに対して、原審は「預金債権への転化」を強調すると述べる(梶山・前掲注(4)147頁以下)。

¹⁹ 谷川・前掲注(6)102頁以下。

²⁰ 東京地裁平成15年5月28日判決(金法1687号44頁)。評釈として、堀勝洋「判批」季刊社会保障研究41巻4号(2006年)396頁、佐瀬裕史「判批」ジュリスト1310号(2006年)167頁、同「判批」社会保障判例百選〔第4版〕別冊ジュリスト191号(2008年)94頁など。

²¹ 大半の裁判例について、吉岡教授は「差押禁止債権であっても、それが振込み等されて預金債権になれば一般財産化するので、差し押さえることができると解する非承継説をとる。」とする。その例外が平成15年地裁判決である(吉岡・

そこでは、民間の会社に対する債務を負っていた原告が、その債務のために自身の預金口座が差し押えられて執行により預金債権を失ったことについて、その預金口座に年金が振り込まれていたこと²²を理由に不当利得の返還請求を求めたものであった。裁判所は、136万円余りの預金債権のうち133万円余りが「原告が受給した年金が預け入れられたもの」と認めたとうえで、「年金に対する差押えが禁止された趣旨を全うするためには、年金受給権に対する差押えに限らず、受給権者が年金を受給した後の年金に対する差押えも許されるべきものではない。…当該預・貯金の原資が年金であることの識別・特定が可能であるときは、年金それ自体に対する差押えと同視すべきものであって…差押えは禁止されるべきものというべきである。」と判示した。

続けて、裁判所は「年金受給者が、〔年金以外の〕当該財産を費消して、年金を費消しないで預・貯金として蓄えている場合にも、当該預・貯金が年金を原資とするというだけで、これに対する強制執行が許されないというのは…法の趣旨を潜脱・逸脱して、不当に年金受給権者に利する結果となる。」と判示し、本件原告が別の財産を所有し費消して、年金を本件貯金として蓄えているとまではいえない、として、貯金口座の原資についての「被告の認識いかにかわら」ず、違法として不当利得の返還請求を認めた。

この判決は、平成10年最高裁判決と比較すると、原則と例外が逆転しているように思われる。一方で、原資の識別・特定が可能であることを求めており、射程は極めて限定的ともいえる。そのため、この判決について、平成10年最高裁判決を含む判例と事案が異なるため判例違反とならないとする見解があるものの、評価が定まっているとはいえない状況にある²³。

このように考えると、振込日当日の差押えであって、原資が児童手当であることの識別・特定が可能であった事案である本件は、事実関係において、平成

前掲注(1)29頁)。

²² 判決文では「年金」のみ記載されているため、種別が不明である。また、単純な振込み以外にも年金が振り込まれた別の口座からの移し替え等も含んでいるとされる(堀・前掲注(20)405頁、佐瀬・前掲注(20)(2006)・167頁)。

²³ 平成10年最高裁判決を前提に、堀教授は「論旨及び結論には疑問がある。ただし、年金受給権の差押禁止規定の趣旨を尊重しようとする本判決には、一定の意義が認められる。」、佐瀬教授も「結論に疑問がある。」「従来の裁判例や通説と異なる判断をしたといえる」と述べる(前掲注(20)参照)。

15年地裁判決に類似している。その法理によれば、本件は、原資の識別・特定が可能でありその原資の費消も予定されていることから、差押えが禁止されるという結論になる。このように考えれば、滞納処分を違法として不当利得が認められた本判決の結論それ自体は意外なものではない。

(3) 預金口座原資の「認識」

一方で、本判決は、差押え時に預金口座の原資が差押等禁止債権であるという「認識」を求める点で、新たな要件を提示している。

そもそも、預金口座の原資がどのような債権であるか、第三者が認識することは難しい。当該預金口座の履歴等を把握すれば、預金口座の原資を「識別・特定」することは可能ではあろうが、そのことは、差押え時に、差し押さえた者に「認識」があったことを意味しない。実際、平成10年最高裁判決では複数の法的性質が混在したこともあり、「識別・特定」も「認識」も、問題となっていない。また、平成15年地裁判決は「識別・特定」を要件としつつ「認識いかにかわらず」として、「認識」を要件としなかった²⁴。

しかしながら、本判決は、本件預金口座の原資が児童手当であるとYが「認識」していたこと、そして預金債権が児童手当の属性を失っていないことを、違法性判断の決め手にしている²⁵。このことは、本件が滞納処分をめぐる事案であることに起因していると思われる。

4. 滞納処分と審査請求

本件は、滞納処分の取消請求である点で他の事例と異なる²⁶。それに伴って、

²⁴ 堀教授は、本案を受理した裁判所が差押禁止債権であると事後的に「識別・特定」できても、執行裁判所が差押え時に「識別・特定」できなければ民事執行を止められないとして、「識別・特定」要件に疑問を呈していた(堀・前掲注(20)405頁)。

²⁵ 第1審も「Y職員の主観面に着目すれば」と述べ、預金口座の原資についての認識を判断要素としている。なお、預金債権における児童手当の属性について述べていない。

²⁶ これまでの事例は、いずれも民事執行における差押えないし相殺をめぐる事例である。網羅的に判例を振り返るものとして、堀・前掲注(5)275頁以下、堀・前掲注(20)400頁以下。

「認識」の主体が徴税機関となるだけでなく、滞納処分の取消訴訟として争われている。そして、本件第1審と本判決で、差押処分と配当処分の取消しについて判断が分かれている。

(1) 本判決と第1審判決の差異

第1審は配当処分の取消しを認めた一方で、本判決はいずれの取消請求も却下している。具体的に、第1審は、差押処分の取消請求について訴えの利益がないとして却下しつつ、配当処分の本案審査において差押処分の違法性を認め、配当処分を取り消した。一方、本判決は、いずれの処分についても訴えの利益がないとして却下しつつ、不当利得の判断部分において差押処分の違法性を限定的に認めている。この違いは返還額の違いに表れており、第1審が本件口座にあった13万0073円すべての返還とした一方で、本判決は児童手当相当分の13万円のための返還としている。これらの違いは、配当処分の訴えの利益にかかる解釈の差異にもとづく。

学説上、差押処分と配当処分が独立する行政処分であることに争いはなく、それぞれ取消しを求め得る²⁷。また、滞納処分をめぐって、先行する差押処分における態様が問題となることに変わりはない。さらに、預金債権の滞納処分では、差押処分ではなく配当処分と同時に送付された差押調書によって、滞納者はその事実を知ることになる²⁸。何より、いずれの処分が取り消されてもなお滞納の事実はなくなる。こうしたことから、本判決と第一審判決で解釈が異なった、配当処分の訴えの利益について、格別、通説が形成されていないことも頷けないわけではない。

(2) 審査請求

また、本件では、Xが差押処分のみ審査請求を行ったことが問題となっている。理論上、差押処分と配当処分が独立する行政処分であるため、裁判において争う際に問題となりうる。

²⁷ 金子・前掲注(8)928頁。とはいえ、後述するように配当処分の執行それ自体は行政機関内部に終始し、かつ差押処分に近接している(893頁)。

²⁸ 預金債権にかかる差押処分の名宛人は銀行であり(国税徴収法62条)、その後、債権者たる滞納者は差押調書の送付を受ける(同法54条)。

しかし、先に述べたように、滞納処分において差押処分と配当処分が一体で執行されることに加えて、民事執行においても預金債権の差押えでは差押えとその執行(転付)が近接しており、反撃の時間が限られることが指摘されている。そのため、民事執行では、差押えの違法性を直接主張するのではなく、不当利得返還請求によって利益の確保を図ることになるという²⁹。

本件においても、滞納処分による差押えおよび配当という差異はあるものの、差押処分および配当処分が時間的に近接しており、一体の処分として捉えることは可能であろう。したがって、審査請求をとりわけ問題にする必要はないように思われる。

なお、本件では不当利得における過重な利息や国賠等も請求されているが、本判決で判示されているように、差押等禁止債権が含まれる預金債権の差押えについて確立した法理がない以上、Yが不当利得における悪意の受益者と認められることはないように思われる³⁰。

5. 本判決の評価

以上のように考えると、これまでの裁判例と多くの点で異なる本判決は、以下のように評価できよう。

(1) 本判決の意義

本判決の意義として、差押等禁止債権である児童手当を原資とする預金債権について、差押えを違法と判断した点が挙げられる。これまでの裁判例では年金をめぐる事案が多く、児童手当の事案はなかった。本判決により類似事案の積み重ねがなされたといえよう³¹。

そのために、預金債権の差押えにおいてその原資が差押禁止債権であると「認識」することが必要となる。実務上、国税・地方税を問わず滞納処分を行う徴

²⁹ 佐瀬・前掲注(20)(2008)・95頁。

³⁰ 年金についての裁判例において、自らの収入と(民事執行において保護される)生活の維持を争うことで差押えに対抗する裁判例があるが、それらの判決も分かれている。堀・前掲注(5)279頁以下。

³¹ 類似裁判例を検討したうえで差押禁止の結論に賛成するものとして、吉岡・前掲注(1)31頁。

税機関の職員は、差押処分時に銀行職員から取引履歴が記載された書類を受け取ることによって預金債権の性質を「認識」できると思われるので、滞納処分での差押えは違法とされることになる。なお、民事執行における執行裁判所はこれを「認識」できないと思われるため、本判決の射程外にあるといえる³²。

また、そこでは、差押禁止債権が「識別・特定」されている。したがって、預金債権のうち、差押禁止債権ではない部分について、差押えは有効であり返還する必要はないことになる³³。そのため、預金債権の差押えによる滞納処分の大半について、本判決は影響を及ぼさないものと思われる。

(2) 本判決への疑問と残された課題

そして、本判決は、児童手当の振込みから差押えまで時間が近接していたことから、差押禁止債権の属性を失っていなかったことが判断の決め手となっている。この点、振込みから時間が経過していれば差押えが可能になるのか、という疑問が生じうる。

先に述べたように、これまでの判例ないし裁判例では、差押禁止債権の預金債権への転化や一般財産との混在が問題となっており、時間の経過が検討されてこなかった。とりわけ、平成15年地裁判決は、原資が差押禁止債権であるとの「識別・特定」から結論を導いており、論理的には、時間が経過しても預金債権の差押禁止を導くことが可能である。しかしながら、差押禁止債権を原資としていると識別・特定できる場合に、預金債権が長期にわたって（あるいは絶対に）差押えられない、とするのも不合理であるように思われる³⁴。そのように考えると、本判決で時間が近接していることは重要な認定事実にとどまり、結論を左右する要素と考えるべきではないように思われる。その意味でも、本判決は限定的な事案であるといえよう。

³² したがって、本判決を平成10年最高裁判決の「例外」に位置づけることが可能である。

³³ 本判決は差押処分それ自体を違法としていないため、（わずか73円ではあるものの）差押等禁止債権ではない部分を適法に徴収している。

³⁴ これまでの裁判例においても、差押えや相殺の禁止が取引秩序へ支障をもたらすとの主張があった。その意味では、当該主張との緊張関係ないし当該主張を説得できる論理が差押禁止債権の解釈を行う上で必要不可欠であるといえる。堀・前掲注（20）402頁。

以上のように、本判決は、預金債権の差押えおよび差押禁止規定の解釈をめぐる重要な裁判例ではあるものの、判決の射程それ自体は限定的なものにとどまると思われる。一方で、本判決を受けて鳥取県のマニュアルが変更された事実は重要であろう³⁵。本判決をきっかけに、金銭給付が預金口座に振り込まれる現在における、差押禁止規定の解釈ならびに差押禁止等債権を規定するそれ自体の意味が再度検討される必要があると考える。

*本件評釈について東京社会保障法判例検討会（早稲田大学）でも報告を行った。出席者から様々な指摘をいただいたことに感謝いたします。どうもありがとうございました。

³⁵ 楠晋一・勝俣彰仁・川本善孝『その差押え、違法です！』（日本機関誌出版センター、2014年）102頁参照。